

第三回国会 厚生委员会 議院 議事録 第四号

昭和二十三年十一月二十四日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 佐々木盛雄君

理事 田中 松月君 理事 山崎 岩男君

理事 野本 品吉君

泉山 三六君 内海 安吉君

庄 忠人君 福田 昌子君

師岡 榮一君 山崎 道子君

金光 義邦君 武田 キヨ君

成島 憲子君 松谷天光君

榊原 亨君

出席國務大臣

大藏大臣 泉山 三六君

厚生大臣 林 讓治君

出席政府委員

厚生政務次官 庄司 一郎君

委員外の出席者

議員 長野 長廣君

議員 石野 久男君

議員 太田 典禮君

議員 木村忠二郎君

厚生事務官 小島 徳雄君

厚生事務官 宮崎 太一君

厚生事務官 久下 勝次君

厚生事務官 飯島 稔君

厚生事務官 中村 光三君

厚生技官 東 龍太郎君

専門員 川井 章知君

十一月十八日

國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(金野定吉君紹介)

(第三三〇号)

向(野濤勝君紹介)(第三三二号)

第一類第九号 厚生委員会議録 第四号 昭和二十三年十一月二十四日

國立出目療養所施設拡充の請願(井谷正吉君外八名紹介)(第三三二号) 戦疫者及び傷痍者等の待遇に關する請願外一件(受田新吉君紹介)(第三三九号)

國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(井出一太郎君紹介)(第三四八号) 同外五件(庄司一郎君外一名紹介)(第三四九号) 衛生班設置補助費増額並びに衛生費補助概算交付の請願(山本幸一君紹介)(第二八八号)

國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願外一件(金野定吉君紹介)(第二九〇号) 盲人福祉法制定に關する請願(竹内克巳君紹介)(第三〇四号) 山形市保育所工事費國庫補助の請願(海野三朗君紹介)(第三〇八号) 山形市母子寮修理費國庫補助の請願(海野三朗君紹介)(第三〇九号)

國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(上林與市郎君紹介)(第三二六号) 避妊リング製造許可の請願(太田典禮君紹介)(第三三八号) 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(佐竹晴記君紹介)(第三三七号)

同(小枝一雄君紹介)(第三四九号) 岩手縣の水害地における國民健康保險組合に対する國庫補助の請願(淺利三朗君紹介)(第三六四号) の審査を本委員会に付託された。

同月十九日

保健所の市移管に伴う財源措置に關する陳情書(函館市長宗藤大陸外一名)(第二八〇号) 遺族の援護に關する陳情書(佐世保市遺族会長阿部浩)(第二八一号)

國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(和歌山縣那賀郡安樂川村國民健康保險組合長田中功外二百六十八名)(第二八三号) 國民健康保險拡充強化に關する陳情書(福島縣西白河郡白坂村國民健康保險組合代表川崎中順)(第二八七号)

國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(石川縣鹿島郡越路町長卜部修三)(第二九二号) 海外引揚者及び留守家族救済に關する陳情書(大分縣海外引揚者團體連盟会長首藤定)(第二九四号) 浮浪者の保護対策に關する陳情書(兵庫縣會議長加藤秋一)(第三二二号)

國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(茨城縣鹿嶋郡伊瀨村長大山隆資)(第三二五号) 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書外二件(茨城縣稻敷郡奥野村長吉田鉄之助外一名)(第三三二号)

國民健康保險拡充強化に關する陳情書(福島縣西白河郡三神村國民健康保險組合代表淺川和茂)(第三三四号)

本日の會議に付した事件 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額に關する件 医療制度に關する件 一 遺家族救済に關する請願(石野久男君外一名紹介)(第六号) 二 藏王山を國立公園に指定の請願(小野孝君外一名紹介)(第三四号) 三 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(齋藤晃君紹介)(第一八号) 四 高知縣の一部を四國國立公園區域に編入の請願(長野長廣君紹介)(第一三二号) 五 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(佐伯宗義君紹介)(第一五二号) 六 同(小林運美君紹介)(第一五三号) 七 同(岡司安正君紹介)(第一五四号) 八 同(大石ヨシエ君紹介)(第一五五号) 九 同(大石ヨシエ君紹介)(第一七一〇号) 一〇 同(岡村利右衛門君紹介)(第二〇八号) 一一 藏王山を國立公園に指定の請願(小野孝君紹介)(第二一六号) 一二 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(金野定

吉君紹介)(第三三〇号) 一三 (野濤勝君紹介)(第三三二号) 一四 國立出目療養所施設拡充の請願(井谷正吉君外八名紹介)(第三三九号) 一五 戦疫者及び傷痍者等の待遇に關する請願外一件(受田新吉君紹介)(第三四八号) 一六 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(井出一太郎君紹介)(第三四九号) 一七 同外五件(庄司一郎君外一名紹介)(第三四九号) 一八 衛生班設置補助費増額並びに衛生費補助概算交付の請願(山本幸一君紹介)(第二八八号) 一九 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願外一件(金野定吉君紹介)(第二九〇号) 二〇 盲人福祉法制定に關する請願(竹内克巳君紹介)(第三〇四号) 二一 山形市保育所工事費國庫補助の請願(海野三朗君紹介)(第三〇八号) 二二 山形市母子寮修理費國庫補助の請願(海野三朗君紹介)(第三〇九号) 二三 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(上林與市郎君紹介)(第三二六号) 二四 避妊リング製造許可の請願(太田典禮君紹介)(第三三八号) 二五 國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願(佐竹晴記君紹介)(第三三七号)

第一類第九号 厚生委員会議録 第四号 昭和二十三年十一月二十四日

二六 同(小枝一雄君紹介)(第三四九号)

二七 岩手縣の水害地における國民健康保險組合に対する國庫補助の請願(淺利三朗君紹介)(第三六四号)

一 困窮者生活保護の徹底実施に関する陳情書(神奈川縣知事内山岩太郎外九名)(第二五号)

二 九州における國立公園施設強化に関する陳情書(福岡縣議會議長稻貝稔)(第七〇号)

三 引揚者及び留守家族援護に関する陳情書(若松市五反町二丁目北九州引揚者留守家族大会代表石黒周一)(第九九号)

四 出羽、藏王、吾妻磐梯公園を國立公園に指定の陳情書(山形縣議會議長加藤常之助)(第一〇六号)

五 五島病院返還に関する陳情書(長崎市羽衣町縣衛生部内杉山宗次郎外一名)(第一三三三号)

六 民生委員より議員並びに官公吏除外保留に関する陳情書(石川縣連合民生委員会)(第一四八号)

七 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(長野縣北安曇郡陸鄉村國民健康保險組合理事長廣澤輔一)(第二六五号)

八 地方衛生研究所及び保健所経費に関する陳情書(京都府知事木村悳外九名)(第一八八号)

九 消費生活協同組合法施行に伴う府縣事務費國庫補助の陳情書(京都府知事木村悳外九名)(第一九二号)

一〇 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書外四件

(富山縣西礪波郡太美村國民健康保險組合長中山常次郎外十名)(第一九八号)

一一 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(福島縣岩瀬郡大屋村役場内大屋村國民健康保險組合直営診療所)(第二二三号)

一二 富士箱根國立公園施設拡充等に関する陳情書(富士箱根國立公園地方委員會長神奈川縣知事内山岩太郎)(第二二二一号)

一三 國民健康保險拡充強化に関する陳情書外五件(福島縣西白河郡古閑村國民健康保險組合代表能崎新石工門外五名)(第二四九号)

一四 保健所の市移管に伴う財源措置に関する陳情書(函館市長宗藤大陸外一名)(第二八〇号)

一五 遺族の援護に関する陳情書(佐世保市遺族会長阿部浩)(第二八一号)

一六 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(和歌山縣那賀郡安樂川村國民健康保險組合長田中功外二百六十八名)(第二八三三号)

一七 國民健康保險拡充強化に関する陳情書(福島縣西白河郡白坂村國民健康保險組合代表川崎中順)(第二八七号)

一八 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(石川縣鹿島郡越路町長下部修三)(第二九二号)

一九 海外引揚者及び留守家族救済に関する陳情書(大分縣海外引揚者団体連盟会長首藤定)(第二九四号)

二〇 浮浪者の保護対策に関する陳情書(兵庫縣會議議長加藤秋一)(第三三二号)

二一 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書(茨城縣眞壁郡伊讚村長大山隆資)(第三三五号)

二二 國民健康保險診療施設に対する國庫補助増額の陳情書外二件(茨城縣稻敷郡奥野村長吉田鉄之助外一名)(第三三三三号)

二三 國民健康保險拡充強化に関する陳情書(福島縣西白河郡三神村國民健康保險組合代表淺川和茂)(第三三四号)

二四 盲人福祉法制定の陳情書(京都府立盲学校内島居篤治郎)(第三三七七号)

(以下筆記)
○佐々木委員長 だいたいより會議を開きます。

まず公報掲載の請願日程の審査に入ります。日程第三文書表第一一八号、日程第五文書表第一五二号、日程第六文書表第一五三三号、日程第七文書表第一五四号、日程第八文書表第一五五号、日程第九文書表第一七二号、日程第一〇文書表第二〇八号、日程第一一文書表第二二二〇号、日程第二文書表第二三三〇号、日程第三文書表第二四八号、日程第一七文書表第二四九号、日程第一九文書表第二九〇号、日程第二三文書表第三二六号、日程第二五文書表第三三七七号及び日程第二六文書表第三四九号、以上十五件の國民健康保險の診療施設に対する國庫補助増額の請願を一括議題といたします。これらの各請願につきましては、いずれも前に審査をいたし、採択の上内閣に送付すべきものと議決いたしました同一件名の請願第一九号と同一趣旨でありますので、この際審査を省略して同様の決定をいたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 次に日程第一遺家族救済に関する請願、文書表第六号を議題といたします。まず紹介議員より請願の紹介説明を求めます。紹介議員石野久男君。

○石野久男君 現在のこの社会情勢が悪化しております今日におきましては、一般の勤労者も苦しむ生活なのであります。また、まして遺家族の生活困窮の事情はまことに目に余るのであります。中でも老人、未亡人、生活困窮の母子、遺児にいたりましては、速急に救済の手を打たなければ、悪の道に走るか、餓死するかのほかはないのであります。去る六月八日に茨城縣で遺族連合大会を開き、第一に遺族の中でも特に生活力のない老人あるいは未亡人に對して、救済厚生対策を講じていたできたこと、第二に現在のままでは非常に弱体で、その目的をとうてい達成することのできない母子保護施設を拡充強化してもらいたいこと、第三にこれから成人する遺族、遺児の育英の方途をすみやかに講じていたいただきたいこと、最後に遺族の中でも特に不遇な立場にある未亡人、遺児に對し、税金を減免され、その唯一の生活根拠としておる農地の返還をぜひ実施していただく

きたいこと等の四項目について、強力なる要望を決議したのであります。政府の責任ある御意見を希望いたしますとにも採択されんことを望むものであります。

○佐々木委員長 政府の御意見を伺います。庄司政府委員。

○庄司政府委員 お答えいたします。遺族の援護に関しましては、厚生省といたしても最も強い関心を持つておるのであります。まず第一の遺族の生活不能力者に対する救済厚生対策を講ずる点につきましては、援護の徹底を期することは、現財政下不可能な現状にありまので、生活保護法の運用の面において万全を期したいと考えております。なお、予算につきましても、追加予算または二十四年度予算においてできる限り努力中であります。第二の母子保護施設につきましても、予算とにらみ合せまして大蔵省と協議してできる限り拡充強化にベストを盡すつもりであります。第三の遺族育英の方途につきましても、特に遺族であるの故をもつて区別はできないのであります。が、育英会の増設、予算の増額措置または縣教育委員會の運営の腹巻で万全を期したい。かように考えたりま

す。第四の未亡人、遺児に對し税金の減免と農地の返還の問題は、大蔵、農林両省に關係する事項であります。が、課税の問題は経営の面において善処し、またこのたびの海外同胞の特別委員會においても、議員提出として課税の減免をはかつておられるように聞きつつあることを考えて、できる限り力を盡したいと考えております。農地に關しましては農林省が主管でございます。

○佐々木委員長 政府の御意見を伺います。庄司政府委員。

○庄司政府委員 お答えいたします。遺族の援護に関しましては、厚生省といたしても最も強い関心を持つておるのであります。まず第一の遺族の生活不能力者に対する救済厚生対策を講ずる点につきましては、援護の徹底を期することは、現財政下不可能な現状にありまので、生活保護法の運用の面において万全を期したいと考えております。なお、予算につきましても、追加予算または二十四年度予算においてできる限り努力中であります。第二の母子保護施設につきましても、予算とにらみ合せまして大蔵省と協議してできる限り拡充強化にベストを盡すつもりであります。第三の遺族育英の方途につきましても、特に遺族であるの故をもつて区別はできないのであります。が、育英会の増設、予算の増額措置または縣教育委員會の運営の腹巻で万全を期したい。かように考えたりま

す。第四の未亡人、遺児に對し税金の減免と農地の返還の問題は、大蔵、農林両省に關係する事項であります。が、課税の問題は経営の面において善処し、またこのたびの海外同胞の特別委員會においても、議員提出として課税の減免をはかつておられるように聞きつつあることを考えて、できる限り力を盡したいと考えております。農地に關しましては農林省が主管でございます。

○佐々木委員長 政府の御意見を伺います。庄司政府委員。

すが、厚生省からも連絡いたしましたし、御趣旨に沿うようにいたしたいと考えております。

○佐々木委員長 御質疑はありませんか。

○石野久男君 特別の措置が講ぜられないから、運用の面で考慮されるという御趣旨は了解いたしました。働けぬ人々のために救済施設を拡充し、授産場によつて働こうとする人々のために託児所を併設し、母親が安心して働くことのできるようにしていただきたいのであります。育英資金につきましては、現在高等学校程度以上の人が適用されておりますが、生活困窮せる者のために、小学校及び中学校の義務教育の面にもこれを実施していただきたいのであります。

○庄司政府委員 石野君の熱誠なる質問に對しましてはまづたく同感であります。ただ予算の関係がございますので、大蔵省と折衝し、できる限りのことをしたいと考えております。育英資金の点に關しましては、文部省の所管でありますので、私からよくその旨を傳えておきます。

○石野久男君 重ねてお聞きします。が、予算は大体どのくらいの予定でしようか。

○庄司政府委員 現在折衝中でございますが、大体十八億程度ではないかと考えております。

○佐々木委員長 他に御質疑はありませんか。——ないようですから、これより本請願の採決に入ります。本請願はこれを会議に付するを要するものと、採択の上内閣に送付すべきものと議決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 次に日程第二四避妊リング製造許可の請願、文書表第三二八号を議題といたします。まず紹介議員に請願の紹介説明を求めます。紹介議員太田典禮君。

○太田典禮君 戦後生活の困難性が高まるにつれて、産児制限の必要が日に増し強く叫ばれるようになり、多くの家庭でその必要が痛感されるようになっておるのであります。それに伴ひまして民間にいろ／＼な方法が宣傳されておりますが、その方法は適当でなく、依然として多産と人口過剰に悩む者が多く、墮胎等が横行している現状であります。私ら専門家の間でもこの方法についていろ／＼研究いたしておるのであります。今までの研究の結果は、避妊リングを使用するのが最良の方法と認められておるのであります。これが有害か無害かについて研究いたしました結果、障害のないことが証明されたのであります。しかるにこの製造が有害であるとして戦時中禁止され、その後有害避妊器具取締規則は廃止されましたが、この製造には薬事法による許可が必要なので、すみやかにこの製造許可をするように要望すると同時に、本委員会におかれても採択されんことを望むものであります。

○佐々木委員長 政府の御意見を伺います。中村説明員。

○中村説明員 新薬事法にのつとりまして、申請がございませすれば、薬事委員会に諮りまして、さしつかえないこととがわかりましたれば許可いたすようにしたいと考えています。

○佐々木委員長 御質疑はありませんか。——御質疑もないようですから、これより本請願の採決に入ります。本請願はこれを会議に付するを要するものと、採択の上内閣に送付すべきものと議決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 次に日程第四高知縣の一部を四國國立公園区域に編入の請願、文書表第一三二二号を議題といたします。まず紹介議員より請願の紹介説明を求めます。紹介議員長野長廣君。

○長野長廣君 本請願は現在岡山、香川、廣島の各縣の一部と、その領域の瀬戸内海をもつて構成されておる瀬戸内海國立公園の中の四國の領域に、高知縣の地域を編入されたいというのであります。この瀬戸内海國立公園は風光靜平、閑雅の感を興えるには當を得た國立公園なのであります。あまりに平靜であるため女性的であるので、これに男性的の一面を加えますれば、その觀光は完璧となるのであります。この風光的壯觀さを欠いておる瀬戸内海に對しまして、高知縣海岸一帯は怒濤道巻く太平洋の荒濤に洗われ、靜的には奇巖靈石と熱帯植物を交えた特異の林相を備えた森林におおわれた風致に加え、動的には荒波の中に躍動する漁民生活、この地方特有の天災に悩まされ、鍛えられた農民生活によつて築かれた産業文化も見られ、まことに男性的であり、瀬戸内海の女性的風光に、これを加えることにより、初めて國立公園の完璧が期せられると思われるのであります。また高知港を中心

として、桂浜の月、吾台山公園、高知城址、三里十市吾南の園藝、まわし打網寶狩を初め、南国調ゆたかな民衆娛樂等國立公園の素質も充実し、重視すべきものがあり、西翼においては足摺岬の奇勝、月離の珊瑚、海岸の奇岩、青松の瀬戸内海海岸とは異なる風光、また東翼の海岸では室戸岬の豪壯等に加えて、平野山林地帯に入れば、天下の大森林、またこの地方には尾の長さが二丈余りもある長尾鷲が飼育され、現在も繁殖されつつあるのが見られ、さらに豊永の薬師寺、四國靈場に藏された多くの文物遺品、佐古の龍臥洞、吉野川の奇勝等と枚挙にいとまがないのであります。ここにすみやかに高知縣室戸岬、高知港、足摺岬を含む一帯の海岸を瀬戸内海に加えて國立公園の完成をされんことを望むものであります。

○佐々木委員長 政府の御意見を伺います。飯島説明員。

○飯島説明員 高知縣の名勝地につきましては、現在國立公園中央委員会において調査研究中なのでございます。おいて調査研究なのでございます。景勝地として世界的にも價值があるものと認められておりますので、すみやかに調査の上、善処したいと考えております。

○佐々木委員長 御質疑はありませんか。福田委員。

○福田(昌)委員 國立公園の指定に關して、予算面の方はどうなるのでございませうか。

○飯島説明員 國立公園として指定されますと、その管理保護は知事にまかせておりましたが、諸般の情勢により、今後は各公園に管理所を設けて管理保護を行つて行きたいと考えております。

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○佐々木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○榊原(亨)委員 社会局長にお尋ねたいことがあるのであります。先日來行われましたところの共同募金に對しまして、地方末端においては、この共同募金の副当は連合軍當局からほとんど強制的にされたものであるから、ぜひこの場合には指定された額だけを寄付してもらいたいというのを流布されておるのであります。当局におきましては、かくのごとき共同募金その他の寄付金におきまして、強制的にそ

の額をきめてこれをやられるというこ
とについて、御監督上、その運営上
についてどうもお考えがあるかとい
うことを承りたいと思っております。
なお新聞の傳えるところによりま
す、街頭におきまして傷痍軍人の方
々がいろいろの寄付金を募つておら
れる、その中にせものも現われてお
る、そういうものもある。元來は傷
痍軍人は街頭におきまして、元來は
金を募集することができないのだとい
うふうなことも新聞に出ておるので
ありますが、この点について、もしも
傷痍軍人の方々がそういうことができ
ないならできないで、なぜ当局はつき
りとこれをお取締りにならないか、でき
るならできるだけ早くできるようにし
てやるか、というおつもりであるか、こ
の点についてはつきりしたお答えを願
いたいと思つてます。なおこの共同募
金の割当、どの団体にとのくらくらとい
うことにつきまして、いろいろ当局
としてのお考えもあると思つてあり
ますが、その点についても重ねて承
りたいと存する次第であります。

○木村説明員 たいだいまの御質問に
対しましてお答えいたします。共同募
金につきましては、募金の額は、地方
の募金委員会がこの募金の受益団体
であります。この各社会事業団体の必要
といたしまして金額を集めて、これ
をその委員会において査定いたしま
して、その総額を決定いたすことにな
つております。なお今回の共同募金に
おきましては、日本赤十字社の資金も
あわせて募金することになつておりま
すが、これも日本赤十字社におきま
す各支部の要求を集めて、これを本
部において査定いたしまして、また支

部にもどし、その支部から出しました
ものを共同募金委員会と日赤の支部と
一緒の合同委員会において査定いた
しまして、決定しておるような次第で
あります。共同募金の金額は、その地
方におきまして、その社会事業に必要
なる金額と決定いたしましたものがそ
の額になつておるのであります。これ
は、強制的に集めるといつたような
ことは全然やつてはならないのであ
りまして、これは一應各国民全体がこ
れに協力していただくことを希望いた
すので、大体どのくらいの割合でも
つてやるかという目標は定めますけ
れども、当事者といつたしましては、大
体これくらいになるが御希望の方とい
うことで御寄付を願う。しかしこれは
強制にはわたらないようにお願いいた
しております。もし強制的のような事
実がありまして十分注意したいと思
つております。

それからあわせて御質問になりま
した街頭における募金でございますが、
これが個人々々自分が金がほしいた
めに集めるものにつきましては、われ
れとしては何ら措置のいたした方
はないのでございます。但し何らかの
社会事業に使用するために金を集
めるといたしまして、すべてこれは地
方願の許可なくしては、社会事業
的な寄付の募集は一切できないこと
になつております。もしさうなことが
ございましたらば、関係方面と連絡
して取りをいたさなければならぬと考
えております。

傷痍軍人が募金することにつきま
しては、從來から傷痍軍人の服装を持
ち、あるいはそのしるしをつけて募
金をすることは禁止せられてお
ります。

○佐々木委員長 ちよつと速記をとめ
て……

○田中(松)委員 局長もちよつと触れ
られた街頭募金の問題ですが、や
つてならぬものがやつておるときは、
関係当局と連絡して取締るとおつし
やしたが、たとえば福井の大震災とか、
東北地方における水害、そういうとき
に公的な機関が募金をするときは、ち
ろん大賛成であります。そのとき、
いかかもしるしものではないかと思
われるものが街頭に立つてじやんじや
んとおる。警察官などがそばに行くと、
する／＼と、逃げて行くようなものも
相当あることは、私実際に見てお
ります。しかもそういうものに限つて道
行く人に非常に強制的に金をせびる。も
しおつしやる通りであるならば、こ
れがどこからかぬところでは、あ
る座席頭において、ああいふきよ
しい騒ぎをやつて募金をしておるの
を、今まで一度だつて取締りをされた
というふうなことも聞かれません。あ
れには、いふん非難の声もあ
ります。ひつと積極的にそういうこと
のないように、実は私はそういう対策
がないならば、新しく単行法でもつて
そういうものを取締るような法律でも
つておれば、あれを防ぐことはでき
ぬのじやないかと思つておりましたが、

すでに既存の方針がさうであるなら
ば、この際ああいうものを徹底的に取
締る。ああいうものは、これは、こ
ころほど、自分たちの出した金がど
こでどういふふうに使われるかわか
らぬというふうな不安があります。正
式な公的な機関の人たちが、せつかく
募金するときに支障になる。そういう
点もお含みの上、ここにおける答弁は
かりでなく、實際をうけ取締りの方
面について適當なる方法をとつていた
だきたいとお願ひしておきます。

○木村説明員 われ／＼の方といたし
ましては、募金について取締りをいた
しますよりも、正しい募金とはどうい
うものであるかということ、できる
だけ徹底させるようにしたい、社
会事業については、大体共同募金を主
たるものとしてやつて行きたい、か
よりに思つております。それから災害
の募金については、日本赤十字社が中
心になりまして、募金の調整をいた
すことにはいたしておりまして、從來
この点が十分徹底しておりませ
なかつた関係上、いろいろと誤解を
招いた点もあつたのであります。こ
れらにつきましては、できるだけその
やり方がどういふふう
にやつておるのかということ、國民
益に徹底させるようにして、それ以
外の募金については、とかくの非難
が起ることのないように、大体募
金といふのは、こういうふうにして
やる。正しい募金の方に皆さんが関
心を持たれるようにしたいと思つて
おります。また共同募金につきましては、
從來は施設を持ちましたものだけに
限られておりました。今後におきま
しては、あらかじめその募金を行
います受益団体として決定して
おりますれば、最初からその目的に
入つておれば、いかなるものであり
ましても、これに募金額をわけるこ
とができるようにいたしてお
ります。従いまして共同募金によ
りまして、社会事業関係の募金は
大体盡し得ると考へておりますので、
できるだけその措置によつて行きた
い。これによりまして厳密なる監督も
できますし、いろいろな社会の疑惑も
防くことができるであらう。か
ように考へておる次第であります。

○榎原(亨)委員 たいだいまの御説明
で、大体これを了承したのでありますが、
街頭におきましては、現実に不正な募
金が行われていることを私も目撃し
ているのでありますから、この際当局
より各地方の官廳に対して、かくの
ときものはしてはいかないとい
うことを、はつきりと通牒をもつて周知
徹底方をお願ひするわけにいか
ないのではございませぬか。その
点の御意思を承りたいと思
つております。

○木村説明員 皆様方の御意向その
方がよろしいというお話ござ
います。たならば、さうい
うのであります。

○松谷委員 たいだいま榎原委員から
お話しをうかがひました通牒発行の
点について、なお一つ加えて
いただきたいのは、先ほど局長も、
地方において強制割当寄付は絶対
にやつてはならないという御
意見でございましたが、實際地方の
実情は、一旦解散したはずの隣組の
形式をまた復活させたか
の観を呈するようによつて、か
つての隣組長であつた者を
通じまして、各戸に割当強制寄
付の要求が参つておることも事
実でございます。これは現に私
自身が受けて参りました経
験でございますが、これはおそ

からその目的に入つてお
りますれば、いかなるものであり
ましても、これに募金額をわけるこ
とができるようにいたしてお
ります。従いまして共同募金によ
りまして、社会事業関係の募金は
大体盡し得ると考へておりますので、
できるだけその措置によつて行きた
い。これによりまして厳密なる監督も
できますし、いろいろな社会の疑惑も
防くことができるであらう。か
ように考へておる次第であります。

○榎原(亨)委員 たいだいまの御説明
で、大体これを了承したのでありますが、
街頭におきましては、現実に不正な募
金が行われていることを私も目撃し
ているのでありますから、この際当局
より各地方の官廳に対して、かくの
ときものはしてはいかないとい
うことを、はつきりと通牒をもつて周知
徹底方をお願ひするわけにいか
ないのではございませぬか。その
点の御意思を承りたいと思
つております。

らく全国各地に同じようなことが行われてるものと考えます。またそのしつた訴えもしばし聞きまますので、この共同募金についての強制割当寄付というところは絶対に禁止するように、各地方廳に対する通牒をあわせて出していただきたいと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○木村説明員 強制にわたります点がございませうことはまことに遺憾に存じます。これは割当ではございませんで、各戸に勧誘いたしますようにといふふうにはいたしてあります。これは各戸に勧誘いたしませんと、自発的に持つて参りますのなかにたいへんでございませうので、できるだけ各戸に勧誘するようにいたしてあります。これが強制にわたらぬようにはいたしたいと考えております。この点につきましては従来その旨通達いたしてあります。御注意もございませうので、今後通達をします場合には、その点は厳に戒めるようにいたしたいと考えております。

○松谷委員 たいま社会局長のお言葉の中に、勧誘はしなければならぬといふお言葉があつたのですが、その勧誘がはなはだ危険だと考へるのであります。ことに隣組長であつたような者、あるいはその近所の者から、いわゆる勧誘という意思ではあるかも知れませんが、日常生活の常識から考へまして、いわゆるつき合ひといふものがまず義務的なものと考えられて、今日の社会通念をいたしまして、あの人から来たらどうしてもこれはやはり出さなければならぬやいなやいなだらうか。私に実際に見ておきますその二つの実例として、強制割当が来たために、入れな

くてもよい質を入れまして、必要なものを質草として寄付を出さなければならぬといふ實際情も実際にございませうので、少くとも寄付は自由意思に基づくところの寄付にすべきであらう。勧誘をするといふこと自体が、強制に属する点が多々あると私は考へますので、少くともそうした隣組などというふうな、過去の形式を通じての恩誼、情誼に關連あるような勧誘は、むしろ絶対に避けるべきであると思へるのであります。この点はいかがでございませうか。

○木村説明員 旧隣組等の組織を使ひますことは、これは適當ではないと思ひますが、われわれの方では、やはり社会事業といふものはこういうことをやつてあります。こういうことにこれだけの金が要るのであります。このことを、まだ國民に十分徹底しておりませんで、それを徹底させるような措置を講ずる必要があるのではないかと考へております。従ひまして民生委員あるいはそういう民生委員に協力いたします方々、これらの方々に御努力をお願いしまして、社会事業につきましても國民の理解を一層深めるようにいたしたい、そういう意味におきまして、先ほど勧誘と申しましたけれども、御説明に上るといふことはある程度現在におきましては、いたさなければならぬのじやないかと考へております。従ひまして、それらの点につきましても、たいまお話をうなづいてございませうから、十分注意いたしますように、今後の措置につきましては留意いたしたいと思つております。

○榎原(孝)委員 先ほど松谷さんの御発言に対して、監督官廳をいたしましては、これを通過する場合には通過するという社会局長のお話があり、また私の質問に対しても、委員会においてみながそういう御意向なら通過するといふお話がございましたので、この際常任委員長においては、はつきりとの常任委員会における御意見を聞きになつて、そして今の私の話並びに松谷さんのお話についてはぜひ嚴重に通達されるように、委員会の總意によつて政府當局に通達されることをひとつ御決議をお願いいたします。

○佐々木委員長 お諮りいたします。ただいまの榎原君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なければ委員長においてさようにとりはからいます。

○山崎(通)委員 私は厚生大臣に御質問いたしたいと思ひます。私はこのごとくとかく厚生省がたいへん問題ばかり指摘されておるに思ふのでございませう。まず第一に先日起りました京都におけるデフテリアの予防接種の問題、それから輸血による梅毒の感染の問題、山形縣における不良薬品の問題、あるいはたいま御質問のございました傷痍軍人の募金の問題等々が、毎日のように新聞をにぎわしております。これにつきまして、私は厚生大臣としての責任ある御答弁が伺いたいのでございませう。

まず第一に薬品の問題に關しましては、事人命に關するものであるという立場から、私はあらゆる機会を通じて、政府當局へその取締り等に対する御指針をしばしば伺ひして参つた

のでございませうが、その都度嚴重にやつておる、責任を持つてやつておるといふ答弁でございませうにもかかわらず、今回は厚生省の配給による薬でございませう。これがこういう問題を起してあります。これは、あまりにも怠慢ではなからうか、一体何のために取締機關等を設けておいでになるか。そうしてこれをほんとうに公正にやる意思があるかどうかといふことをまずもつて私は伺ひたいと思ひます。

その次に伺ひたいことは、ここに榎原さんもおいでになりますし、お医者さんの専門家としての御意見はあられると思ひますが、私はしつうといたしまして、國民の一人といつたしまして、非常な不安がございませうので、ひとつ伺ひしておきたいのでございませうが、重病の際、あるいは手術いたしました際、唯一の命をつなぎとめます手段は輸血でございませうが、この輸血を受けたことによつて、性病が感染するといふようなことでは、私たちは今後そういうときに一体何を頼つたらよいのか、この輸血に關する問題につきましても、まず總括的に大臣からの御答弁を私は要求しておきたいと思ひます。

それからたいま御質問のございました傷痍軍人の問題でございませうが、たいま末村さんからいろいろ御答弁はございませうけれども、根本の問題を解決しなければ、私はだめだと存じております。この問題につきましても、厚生委員会の各委員からいろいろのことが提起されておるのでございませうが、こういう問題が起るのは傷痍軍人が困つておるからでございませう。入院はしてあります生活保護法の適用を

受けておるといたしまして、その給與されておるものは日に一体いくらであらうか、一体厚生省としてはこの程度の給與では事足りておると考へておられるかどうか。それからいま一つは、個々の人が募金をすることは取締ることができないといふような考へでございませう。これらにつきましても私は意見がございませうが、まずこういう問題について、ほんとうにそういう個々の人が街頭へ立つて行くことは、しかたがないといふような考へでおられるのか、街頭へ立たなくともこれを保護してやるというような意思を持つておられるかどうかといふことを、まず最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

○林國務大臣 お答へいたします。たいまお話を京都に起りましたデフテリアの問題は、まことに遺憾に考へております。きわめて概略的な報告は受けておりますけれども、それではあまりに漠とした報告でよくわかつておりませんで、その後こちらから二名ばかり派遣してその取調べをいたしてあります。また私の報告を受けておられますから、他日また何かの機会に申し上げる時間の余裕をお與え願ひたいと思ひます。

それから輸血の問題につきましても、新聞紙上によつて知り得たことくらいのものであつて、私今後の取締りをどういふふうに行かすかといふことについてはよくわかりませうが、たいま、今後における輸血に対する一つの取締法案と申しませうか、そういうものをつくつてやつていくような計画が本省の方でも立てられておるという実情だと思ひます。それ以

ては、これを通過する場合には通過するという社会局長のお話があり、また私の質問に対しても、委員会においてみながそういう御意向なら通過するといふお話がございましたので、この際常任委員長においては、はつきりとの常任委員会における御意見を聞きになつて、そして今の私の話並びに松谷さんのお話についてはぜひ嚴重に通達されるように、委員会の總意によつて政府當局に通達されることをひとつ御決議をお願いいたします。

上のことについては、私この輸血に対する問題についてはよく存じておりません。

それから傷病軍人の募金に対することとありますが、私どもとしては予算が許し得られるならば、なるべく多く給與をするようにいたしまして、そしてみずからが街頭に立つて募集などしなくともいいようなぐあいには、今後大いに努めて見たいと考えております。

この辺のことは全体の予算にも関係することでありまして、それがどれほどまでになじ得られるかというようなことは、ここにはつきり申し上げるだけのことでもできませんが、將來においてはそういうようなことのないように私どもは努めて見たい、こういう心組であります。

○山崎(道)委員 私はいわめて不満足でございます。輸血の問題にいたしましても、これが個人の病院ならば私はまだあきらめもつのでありますが、日本の最高の病院でこういう問題が起きておるのであります。しかも一人ならず二人、三人まで性病に感染してあります。そしてこれに対しては今研究中だというふうなお言葉ですが、少くとも輸血を賣物というか、商賣にしておられます。輸血協会というふうなものに対しては、一体どういうふうな取締りがなされているか、今まで放置されていたという問題がございますが、今の大臣の答弁だと、國民は一体どうしたらいいのでございますか。

それからもう一つフィテリアのことですが、大臣は新聞で見ただけだとおつしやるけれども、新聞に出てからも何日たつておりますか、それはあなたに言つても無理ですが、今医務局長

が来ておりませんから言うのですが、これはもつと厚生省がしつかりやつてもらわなくては困る。

それから予算との関係があるからという言葉がありました。私はこれは片山内閣のときから、興覚ではございましてけれども片山さんをつつ込んで来ている。大體政治の考え方が厚生問題をほんとうに軽くしか考えていない、平和國家を目標としている日本で厚生問題を軽んじては、絶対私はこの確立はあり得ないと思ふ。世間の評判から言つても、各省へ行つても、厚生省の人にあつてみても、厚生省自体が腰が弱いと思ふ。しかもH.I.V.の方では厚生問題に對しましては、非常に積極的な意見を持つておいては、私には厚生省全体がもつと強くなつてく

だされば、予算の問題も解決できると思ふ。國民の妊娠中から死ぬまで一切の問題を扱つては、厚生省で、國の予算の〇・五%まで行つていないやうなもので満足していること自体がおかしい。もつと積極的になつてくださる御意思があるかどうか、私は聞きたいと思ひます。

○林國務大臣 激励のお言葉を頂戴いたしました。まことにありがとうございます。先般私ども厚生省の予算はわずかに五%だとかいうやうなことを伺いました。従いまして私どもも、せつかくこういふ厚生省に關係いたしました以上、せめて予算くらいはもう少し満足し得られるやうな方向に、今後とも努力をして行きたいと思ひますから、何分とも御支援を賜わらんとをお願いいたします。

○山崎(道)委員 あとは局長によく伺いたいと思ひますが、もう一つ厚生大

臣にお伺いしておきたいと思ひますのは、傷病軍人の問題にいたしまして、先ほど來請願に現われてきた問題にいたしまして、ここではもう解決しない段階に來ていると考へるのでございしますが、厚生省ではこの際思い切つて、総合的な社會保障法の確立の御用意ありやいかんということをお伺いいたします。

○林國務大臣 ただいまの社會保障制度につきましては、十二分に用意をいたしております。またマツカーサー元帥の方からも勸告書といふきわめて大部分なものが参つております。またこれに伴つての予算も何千億とかいふやうなものになつてお参りしますが、それが予算關係からしてどれほど達成し得られるかは存じませんが、考慮いたしました上において、なるべく多くのその中の早くやり得られるやうなものから片をつけて遂行してみたい、こ

ういう意向であります。

○佐々木委員長 それでは本日の日程に返りまして、國民健康保險の診療施設に對する國庫補助増額に關する件について、榊原君の厚生大臣に對する質疑を許します。

○榊原(亨)委員 これは本會議におきまして私から厚生大臣にお尋ねを申し上げたのでございしますが、厚生大臣の御答弁は、財源が許せば國庫補助の増額を今議會の追加予算の中に入れるというやうなお答へがございまして、きわめて不満足なのであります。この点は大藏大臣とも重々御相談になつたことかと思つてお参りますが、重ねて私は申し上げますが、國民全部の保健の上から申しましても、この際は

ぜひとも國民健康保險組合によらなければならぬし、この國民健康保險組合を設立するといふことは、關係當局におきましても熱烈なる要望のあるところではございしますが、地方の財源をもちつていたしましては、とうていこの際設立することができないのであります。その事情は林厚生大臣も、しろうとでありまして、よくおわかりになつてお参りするのであります。今議會におきまして各種のこれに類しますところの請願をお説きくださいまして、わ

かるところであります。この際はたとえは災害救助に對して何億かの予算をお組みになる。それ以上全國的にわたる重大問題でございしますので、それをよく御認識くださいまして、大藏當局とも御相談の上、具体的にどれだけのものをこの追加予算の中に計上すること

ができるかといふことは、おそらく賢明なる厚生大臣のご意見でございます。それから、もうすでに成案ができておることだと思ふ。この際厚生大臣から具體的な、数字をあげてのお話を私は承りたいと思ひます。

○林國務大臣 お答えいたします。今の國民健康保險の問題につきましては、大藏大臣とも絶えず折衝いたしております。ところでいまだ予算の提出に至りませんところの事情は、財源その他の問題によつて今まで遅れておるやうな事情になつております。しかしながらこちらの方いたしましたし、地方の事情は榊原委員のおつしやるまでもなく、私どもも直接に地方の事情をとくと伺つてお参ります。またこれらの問題は、過去における事情に伺つてみましても、最後のところ政治的の解決にまつものが多かつたといふやうな

こととありますので、今なお大藏省の方に對しましては、これをしきりに要求をいたしておるわけでありまして、その數額などについては、ここに明確なることをまだ確定いたしてございせんといふだけしか申し上げることができないことを、はなはだ遺憾に考へておりますが、なお今後とも最後までこの問題については努力をいたしてみたいと思ひます。

○榊原(亨)委員 ただいまのお話によりますと、相かわらず最後まで努力をするといふお話であります。それが大藏當局におきましては、財源上全然これを追加予算の中に入れたいという御意思をもつて厚生大臣にお答へになつておられるのでございしますが、その点はわかりませんが、また聞きますれば、二十六日ごろには總理大臣は施政方針の演説をされるといふことを、われ／＼議會に向つてはつきりとお約束になつておる。従つて二十六日といふと、もう明日、明後日に迫つておる時でございます。まだこれが追加予算の中に計上されるかどうかはわからぬ。まだ話合いたといふやうなお話でございますが、それでは各党に向つては榊原君の他政府が御言明になりました具體的な数字をきめて、そしてそれによらなければ施政方針演説ができないとかね／＼何回もおつしやつたといふことは、一体どういふことなのであります。二十六日に施政方針演説をしなければならぬ。それにまだ追加予算においては重大なる國民健康保險組合の追加予算さえも出さぬかかわらぬ。最後まで折衝してみたいといふやうなお話を承りましたが、これは單に林大臣が厚生大臣

というだけでなく、現内閣を代理して
おられるところの副総裁としての責任
ある立場を承りたいと思つたのでありま
す。

○林國務大臣 たいま申し上げました
以上に申し上げるだけのことのできな
いことを非常に残念に考えますが、どう
か私の先ほど申し上げたことをもつて
御了承をお願いしたいと思います。

○榎原委員 たいまのお話につ
いて私はごく不満足であります。今
の内閣を代表しておられるところの副
総裁の責任あるお話とは、私どもほと
うて承ることはできない。従つてこ
の國民全部の健康、あるいはみんな困
つているところの、生活にあえいでい
るところの國民の健康に對しては、
現内閣がいかに無責任な態度をとつて
おられるかといふことは、この一つの
ことでさえ私ははつきりわかつと思つ
ております。いづれこの問題は決議
案その他によつて本会議において私ど
もの考えを申し述べますから、この程
度において私の質問は保留いたしま
す。

○佐々木委員長 この問題に關連して
他に質疑はありませんか。——なけれ
ば委員長として厚生大臣に一言要求を
しておきたい。二十三年度において直
營診療所設置の要求が全國で五百四十
五箇所もあるようでありますが、これ
に對して今年度の診療施設設置費に對
する事実上の補助予算といふものは、
わずかに五千四百七十二万八千四百三
十余円となつておるのであります。こ
の經費をもつては、現在各健康保
險組合から申請中の診療施設設置要求
類にははるかに遠いのであります、こ
れを完全に充足するためには、どう

してもまだ三億一千万くらいの追加予
算を必要とするのであります。本日の
この日程をごらん願ひしても、こと
ごとくがこの國民健康保險の診療施設
に對する國庫補助増額に關する件はか
りでありませぬ。私ども厚生委員会並び
に委員長といたしましても、連日この
國庫補助増額の血の出るような請願を
聞かされておるわけでありませぬ。従
ひまして當委員会といたしましては、せ
ひともこの際國庫補助の増額が實現す
るようになつていふことにつきまして、満
場一致これを採択しておるようなわけ
であります。従ひまして、國家財政と
のらみ合せにおきまして、非常に
種々困難な点もたくさんあるでありま
しようが、厚生大臣といたされまして
は、この國民の声を背景とした、本厚
生委員会の満場一致採択しております
請願の趣旨に即應されまして、せひと
もこの際國庫補助の増額が實現できま
すように、格別の御配慮を願ひますこ
とを、委員会の總意の名において強く
要求しておきたいと思つたのでありま
す。

○佐々木委員長 お話いたしました。
ただいま松谷委員並びに田中委員よ
り、九州地方の療養所患者自治会解散
問題に對して質疑を求められておりま
すが、これを許すに御異議ありません
か。

○松谷委員 私は九州地方の療養所患
者自治会に對する解散通牒の問題につ
きまして、根本的な問題を厚生大臣か
ら、具体的な問題は医務局長からお答

えを願ひたいと思ひます。
まず質問に入ります前に私は今まで
榎原委員あるいは山崎委員から出まし
た質問に對する大臣の御答弁を伺つて
おりまして、はなはだ遺憾に思つたもの
でございます。榎原委員からお話
がございましたように、少くとも厚生大
臣は全日本人の生命を預かるものであ
るといふ、実に重大なる立場にある方
でありながら、先ほど來の御答弁に現
われましては、先ほど來の御答弁に現
れましておいでになるこの状態を見ま
したときに、かかる厚生大臣をわれわれ
の命の綱としてここに見なければなら
ぬといふことは、まさに國民の悲劇だ
と私は考えます。これについては榎原
委員のお言葉のようにいづれ委員会の
種々なる検討にまつことといたしま
すが、ひとつ厚生大臣は、國民の中に現
われております厚生問題に對して、少
くとも厚生大臣といふその職責にお
られる間は、眞剣に厚生問題を御研究に
なつていただいて、早急に予算の問題
を初めといたしまして、個々の具体的
な問題に對する解決策を立てていただ
きたいことを念頭するものでございま
す。

根本的に何つておきたい点は、九月
八日及び十月十八日付をもちまして、
厚生省の医務局長の九州出張所長の名に
よりまして、療養所の患者自治会に對
しまして、患者自治会なる組織が、主
として療養に反するといふ理由から、
解散を命じて参つたのであります。
この患者自治会なるものには、二十三日
は、昭和二十二年の六月の二十三日
に、傳染病研究所の講堂におけるGH
Qとの医療懇談會——これには公衆衛
生福祉部のザコーネ氏及び経済科学局

のハロルド氏、デヴェル氏などの出
席を得、それに各病院當局、あるいは従
業員組合の代表、あるいは患者代表な
どが参集いたしましたのであります。こ
その席におきまして出ました一つの意
見といたしまして、結核患者の特殊性
にかんがみまして、生活上あるいは
コロニー制度の確立、あるいは他の共
通目的のために自治体をつくること
は、結核の自由という点から何ら反対
すべきではなくて、むしろ奨励すべき
であるといふ意見が出ておつたので
ございませぬ。こうした二つの賛成意見に
基きまして患者自治会なるものが、全
國立療養所あるいは私立療養所の患者
の参加によりまして、発足をいたしました
のであります。この日本療養所患者
同盟の实体につきましては、日本療養
所患者同盟規約をお取寄せくださいま
して、御検討いただければ十分におわ
かるのであります。先ほど來の問題
になつておりましたが、今日、日
本の厚生面における予算が、わずかに
三億ないし五億まで到達するかしんない
かの、まことに貧弱な状態に、今日の
インフレ状態とかみ合せまして、患者
の療養生活は非常に悲惨なものになつ
ております。ことに長期の療養を必要
といたします結核患者のその状態は、
ただこれを放置しておきますならば、
安心をして療養することが不可能の状
態、あるいはその療養の目的をいたし
ます回復を完全に期することができな
いといふような状態になりましたので、
弱い患者の方々は、一人々々がば
らばらに不平不満を持つといふこと
なくして、ここに一つの結束の力を
もちまして、最もよく療養ができ、そ
うしてその療養の目的を一日も早く完遂す

ることができるよう、ことにこの懇
談会の席上でも取上げられましたよう
に、結核患者の一つの大きな將來の目
的といたしまして、コロニー制度の確立
をまず實現させ、その一つの方途とも
いたしまして、ここに患者自治会がそ
の役目を果たすつたのでございま
すが、今回九州の出張所長によつて、
こうした患者自治会という組織をつ
くるといふこと自体が、その療養に反す
るといふ通牒が届けられたのでござ
いまして、こまかい点は医務局長に質
問をいたすことにいたしますが、その
通牒の中に示された、いわゆる組
織療養のじやまになつたといふ点につ
いて、それではどういふ具体的な事実が
あるのか、私がかつての通牒の中に出て
参りました具体的な事実につきましては、
はたしてどういふ事実があつたのかど
うかといふことを追究いたしますと
いふこと、はつきりとした出張所長
といふことを、はつきりとした出張所長
といふことは、病院當局側も言われておられる
のであります。ただ漠とした、組織
をつくるということが療養の妨げにな
る、こゝろ一つ一つの解散命令の内容に
なつておるのであります。ことにそ
の通牒が差せられますようになりまし
た、その動機と申しますか、原因と申
しますか、これは福岡の軍政部の命令
であるといふふうに申されておるので
あります。これは命令と解するより
も、むしろ勧告といふ性質のものであ
るとわれわれは解釈をいたしたのでござ
います。この点、まず根本的な問題に
つきまして、患者自治会といふ、患者
が自己防衛のための、あるいは療養完
成のための組織を持つといふことが妥
当であるか、あるいはいかにかが、まず

【異議なしと呼ぶ者あり】

○佐々木委員長 御異議がなければこ
れを許します。松谷君。

○松谷委員 私は九州地方の療養所患
者自治会に對する解散通牒の問題につ
きまして、根本的な問題を厚生大臣か
ら、具体的な問題は医務局長からお答

えを願ひたいと思ひます。
まず質問に入ります前に私は今まで
榎原委員あるいは山崎委員から出まし
た質問に對する大臣の御答弁を伺つて
おりまして、はなはだ遺憾に思つたもの
でございます。榎原委員からお話
がございましたように、少くとも厚生大
臣は全日本人の生命を預かるものであ
るといふ、実に重大なる立場にある方
でありながら、先ほど來の御答弁に現
われましては、先ほど來の御答弁に現
れましておいでになるこの状態を見ま
したときに、かかる厚生大臣をわれわれ
の命の綱としてここに見なければなら
ぬといふことは、まさに國民の悲劇だ
と私は考えます。これについては榎原
委員のお言葉のようにいづれ委員会の
種々なる検討にまつことといたしま
すが、ひとつ厚生大臣は、國民の中に現
われております厚生問題に對して、少
くとも厚生大臣といふその職責にお
られる間は、眞剣に厚生問題を御研究に
なつていただいて、早急に予算の問題
を初めといたしまして、個々の具体的
な問題に對する解決策を立てていただ
きたいことを念頭するものでございま
す。

この患者自治会なるものには、二十三日
は、昭和二十二年の六月の二十三日
に、傳染病研究所の講堂におけるGH
Qとの医療懇談會——これには公衆衛
生福祉部のザコーネ氏及び経済科学局

ることができるよう、ことにこの懇
談会の席上でも取上げられましたよう
に、結核患者の一つの大きな將來の目
的といたしまして、コロニー制度の確立
をまず實現させ、その一つの方途とも
いたしまして、ここに患者自治会がそ
の役目を果たすつたのでございま
すが、今回九州の出張所長によつて、
こうした患者自治会という組織をつ
くるといふこと自体が、その療養に反す
るといふ通牒が届けられたのでござ
いまして、こまかい点は医務局長に質
問をいたすことにいたしますが、その
通牒の中に示された、いわゆる組
織療養のじやまになつたといふ点につ
いて、それではどういふ具体的な事実が
あるのか、私がかつての通牒の中に出て
参りました具体的な事実につきましては、
はたしてどういふ事実があつたのかど
うかといふことを追究いたしますと
いふこと、はつきりとした出張所長
といふことを、はつきりとした出張所長
といふことは、病院當局側も言われておられる
のであります。ただ漠とした、組織
をつくるということが療養の妨げにな
る、こゝろ一つ一つの解散命令の内容に
なつておるのであります。ことにそ
の通牒が差せられますようになりまし
た、その動機と申しますか、原因と申
しますか、これは福岡の軍政部の命令
であるといふふうに申されておるので
あります。これは命令と解するより
も、むしろ勧告といふ性質のものであ
るとわれわれは解釈をいたしたのでござ
います。この点、まず根本的な問題に
つきまして、患者自治会といふ、患者
が自己防衛のための、あるいは療養完
成のための組織を持つといふことが妥
当であるか、あるいはいかにかが、まず

○佐々木委員長 お話いたしました。
ただいま松谷委員並びに田中委員よ
り、九州地方の療養所患者自治会解散
問題に對して質疑を求められておりま
すが、これを許すに御異議ありません
か。

○松谷委員 私は九州地方の療養所患
者自治会に對する解散通牒の問題につ
きまして、根本的な問題を厚生大臣か
ら、具体的な問題は医務局長からお答

えを願ひたいと思ひます。
まず質問に入ります前に私は今まで
榎原委員あるいは山崎委員から出まし
た質問に對する大臣の御答弁を伺つて
おりまして、はなはだ遺憾に思つたもの
でございます。榎原委員からお話
がございましたように、少くとも厚生大
臣は全日本人の生命を預かるものであ
るといふ、実に重大なる立場にある方
でありながら、先ほど來の御答弁に現
われましては、先ほど來の御答弁に現
れましておいでになるこの状態を見ま
したときに、かかる厚生大臣をわれわれ
の命の綱としてここに見なければなら
ぬといふことは、まさに國民の悲劇だ
と私は考えます。これについては榎原
委員のお言葉のようにいづれ委員会の
種々なる検討にまつことといたしま
すが、ひとつ厚生大臣は、國民の中に現
われております厚生問題に對して、少
くとも厚生大臣といふその職責にお
られる間は、眞剣に厚生問題を御研究に
なつていただいて、早急に予算の問題
を初めといたしまして、個々の具体的
な問題に對する解決策を立てていただ
きたいことを念頭するものでございま
す。

根本的に何つておきたい点は、九月
八日及び十月十八日付をもちまして、
厚生省の医務局長の九州出張所長の名に
よりまして、療養所の患者自治会に對
しまして、患者自治会なる組織が、主
として療養に反するといふ理由から、
解散を命じて参つたのであります。
この患者自治会なるものには、二十三日
は、昭和二十二年の六月の二十三日
に、傳染病研究所の講堂におけるGH
Qとの医療懇談會——これには公衆衛
生福祉部のザコーネ氏及び経済科学局

のハロルド氏、デヴェル氏などの出
席を得、それに各病院當局、あるいは従
業員組合の代表、あるいは患者代表な
どが参集いたしましたのであります。こ
その席におきまして出ました一つの意
見といたしまして、結核患者の特殊性
にかんがみまして、生活上あるいは
コロニー制度の確立、あるいは他の共
通目的のために自治体をつくること
は、結核の自由という点から何ら反対
すべきではなくて、むしろ奨励すべき
であるといふ意見が出ておつたので
ございませぬ。こうした二つの賛成意見に
基きまして患者自治会なるものが、全
國立療養所あるいは私立療養所の患者
の参加によりまして、発足をいたしました
のであります。この日本療養所患者
同盟の实体につきましては、日本療養
所患者同盟規約をお取寄せくださいま
して、御検討いただければ十分におわ
かるのであります。先ほど來の問題
になつておりましたが、今日、日
本の厚生面における予算が、わずかに
三億ないし五億まで到達するかしんない
かの、まことに貧弱な状態に、今日の
インフレ状態とかみ合せまして、患者
の療養生活は非常に悲惨なものになつ
ております。ことに長期の療養を必要
といたします結核患者のその状態は、
ただこれを放置しておきますならば、
安心をして療養することが不可能の状
態、あるいはその療養の目的をいたし
ます回復を完全に期することができな
いといふような状態になりましたので、
弱い患者の方々は、一人々々がば
らばらに不平不満を持つといふこと
なくして、ここに一つの結束の力を
もちまして、最もよく療養ができ、そ
うしてその療養の目的を一日も早く完遂す

○佐々木委員長 お話いたしました。
ただいま松谷委員並びに田中委員よ
り、九州地方の療養所患者自治会解散
問題に對して質疑を求められておりま
すが、これを許すに御異議ありません
か。

○松谷委員 私は九州地方の療養所患
者自治会に對する解散通牒の問題につ
きまして、根本的な問題を厚生大臣か
ら、具体的な問題は医務局長からお答

えを願ひたいと思ひます。
まず質問に入ります前に私は今まで
榎原委員あるいは山崎委員から出まし
た質問に對する大臣の御答弁を伺つて
おりまして、はなはだ遺憾に思つたもの
でございます。榎原委員からお話
がございましたように、少くとも厚生大
臣は全日本人の生命を預かるものであ
るといふ、実に重大なる立場にある方
でありながら、先ほど來の御答弁に現
われましては、先ほど來の御答弁に現
れましておいでになるこの状態を見ま
したときに、かかる厚生大臣をわれわれ
の命の綱としてここに見なければなら
ぬといふことは、まさに國民の悲劇だ
と私は考えます。これについては榎原
委員のお言葉のようにいづれ委員会の
種々なる検討にまつことといたしま
すが、ひとつ厚生大臣は、國民の中に現
われております厚生問題に對して、少
くとも厚生大臣といふその職責にお
られる間は、眞剣に厚生問題を御研究に
なつていただいて、早急に予算の問題
を初めといたしまして、個々の具体的
な問題に對する解決策を立てていただ
きたいことを念頭するものでございま
す。

根本的に何つておきたい点は、九月
八日及び十月十八日付をもちまして、
厚生省の医務局長の九州出張所長の名に
よりまして、療養所の患者自治会に對
しまして、患者自治会なる組織が、主
として療養に反するといふ理由から、
解散を命じて参つたのであります。
この患者自治会なるものには、二十三日
は、昭和二十二年の六月の二十三日
に、傳染病研究所の講堂におけるGH
Qとの医療懇談會——これには公衆衛
生福祉部のザコーネ氏及び経済科学局

のハロルド氏、デヴェル氏などの出
席を得、それに各病院當局、あるいは従
業員組合の代表、あるいは患者代表な
どが参集いたしましたのであります。こ
その席におきまして出ました一つの意
見といたしまして、結核患者の特殊性
にかんがみまして、生活上あるいは
コロニー制度の確立、あるいは他の共
通目的のために自治体をつくること
は、結核の自由という点から何ら反対
すべきではなくて、むしろ奨励すべき
であるといふ意見が出ておつたので
ございませぬ。こうした二つの賛成意見に
基きまして患者自治会なるものが、全
國立療養所あるいは私立療養所の患者
の参加によりまして、発足をいたしました
のであります。この日本療養所患者
同盟の实体につきましては、日本療養
所患者同盟規約をお取寄せくださいま
して、御検討いただければ十分におわ
かるのであります。先ほど來の問題
になつておりましたが、今日、日
本の厚生面における予算が、わずかに
三億ないし五億まで到達するかしんない
かの、まことに貧弱な状態に、今日の
インフレ状態とかみ合せまして、患者
の療養生活は非常に悲惨なものになつ
ております。ことに長期の療養を必要
といたします結核患者のその状態は、
ただこれを放置しておきますならば、
安心をして療養することが不可能の状
態、あるいはその療養の目的をいたし
ます回復を完全に期することができな
いといふような状態になりましたので、
弱い患者の方々は、一人々々がば
らばらに不平不満を持つといふこと
なくして、ここに一つの結束の力を
もちまして、最もよく療養ができ、そ
うしてその療養の目的を一日も早く完遂す

○佐々木委員長 お話いたしました。
ただいま松谷委員並びに田中委員よ
り、九州地方の療養所患者自治会解散
問題に對して質疑を求められておりま
すが、これを許すに御異議ありません
か。

大臣の患者自治会に対する根本的なお考えを一應初めに伺わせていただきたく思います。

○林國務大臣 ただいまの問題につきましては、私初めて伺うことでありまして、その内容についてよく存じておりませんから、遺憾ながらそれに対してお答えをいたしかねます。なお医務局長からお答えをある程度までお願いいたしておいて、日をかえて、その事実を調べた上で、私お答えいたしたいと思ひます。

○松谷委員 ただいまの大臣の、この問題に対しますお答えは、まだ具体的な事実を御存じなかつたというので、伺うという事は無理だと考えますが、ただ一概概念といたしまして、患者自治会という、患者がそうした組織をつくるという事に、大臣は賛成か、あるいは反対とかいう、この程度の御意見は伺えると思ひます。もちろん患者自治会としての規約もございまいし、患者自治会が持つところの性格というものは、私どもはつきりいたしておりますが、その線を逸脱した患者があつたとするならば、これに對してその患者自治会の統制があることとは、われわれとして考えるところでございますが、しかし患者自治会の規約を遵守し、そうして患者自治会なるものの性格を逸脱しない上における患者自治会というものの存在に対する大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○林國務大臣 内容がどういふものかということ、よく存じ上げておられますから、内容を調べましてから、お答えいたします。

○松谷委員 再度質問いたしますが、内容がわからぬから答えができません、こ

ういふお話をございしますが、患者がそういう患者の組織をつくるということ、がよいか悪いか、この程度のことならば、常識といたしまして、少くともお答えがいただけるのではないかと思ひます。もちろん具体的に御出で参りました今度の事件に對しまして、妥當かどうかということ、これはもちろん具体的資料をまだごらんいただいていない大臣に對して、お答えをいたさずともは無理だと考えますので、この点は医務局長に伺いたいと思ひますが、しかし患者自治会がよいか悪いか、患者はそういうものを全然つくつちやいかぬというお考えでおられるのか、あるいはその一つの規約の範圍内において自治会を持つということはよろしいというお考えであるかどうか、少くとも厚生大臣という任におつきになる方である以上は、このくらいの常識問題は、お答えがぜひ願ひたいと思ひるのでございます。

○林國務大臣 会をつくられるということに對してはどういふものか、また内容がわかれますから、ただつくるということだけならば、さしつかえなからうと私は考えます。ただそういうものを一つづつおいて、實際の目的のち外に出るといふことがあれば、考へなければならぬと思ひます。その内容に對して、私どもはよく存じ上げません。ただ自治会というものを、つくるという事は、何もとがめることとはないと思ひますが、その自治会をつくるという事によつて、ち外に出るといふことがあれば、またそこに考へなければならぬと思ひます。そういたしますと、その内容についてよくわかりませんと、ただつくる方がよからう、

あるいはいけないということ、私は申し上げかねたものですから、ただいまそういうようなお答えをいたしたわけでありまして、さう御了承願ひたいと思ひます。

○佐々木委員長 それでは日程に返りまして、國民健康保険の診療施設に對する國庫補助増額の件に關して、榊原委員より質問を願ひます。

○榊原(幸)委員 きわめて御多忙なる泉山大藏大臣が、この委員会に御出席くださったことは、敬意を表するものであります。泉山大藏大臣も知つておられますように、ただいまの各市町村におきますところの財政と申しますものは、地方警察をつくりますと、あるいはまた六・三制の学校を建てるとか、いふことのために、ほとんど全部を使い果して、枯渇してしまつておるのです。しかるに一方におきましては、連合軍当局の非常なる御希望もありま

す。現在インフレに悩んでおられる國民といたしまして、この際医療費の軽減をはかりますために、ぜひ國民健康保険組合をつくらねばならぬという事は自明の理であります。この場合は、それにもかかわらず、各市町村においては、國民健康保険組合を、財政上の点から申しまして、ほとんどこれを設立し得ないというやうな状態でありまして、この際はぜひとも追加予算の中に國民健康保険組合補助金の増額をせられるよう、私どもは再三再四要望し、また本委員会におきましてその請願においても、ほとんどその大部分が、國民健康保険組合に對するところの補助金の増額の請願であります。これに對しまして、先ほど

厚生大臣のお話を承りますと、まだ大藏大臣と折衝中であつて、そうして何ほこれに計上するか、その金もわからぬ、あるいは場合によれば全然計上しないというやうな御意思であるのではないかとさえ思われる節があるのでございまして、二十六日に首相が施政方針演説をされるという事を各党に申し入れてあるわけですが、なぜ早く施政方針演説をしないかという一つの理由といたしましては、公務員法を早くやらなければならぬということもあるが、具体的予算の上で立つて、施政方針演説をしなければわからないのではないかと御意見を承つたのであります。そうしますと、二十六日には施政方針演説をしなければならぬというのに、まだこの重大なるところの國民健康保険組合に對する補助金を、追加予算の中に計上するか計上しないかさえわからぬ。目下大藏大臣と折衝中である。こういうふうなお話でございまして、もしもこれがほんとうであるとしたら、現内閣及びこれを支持いたしておられるところの民主自由党の諸君がいかにこのインフレに悩んでおられるところの國民に對して、私どもは憲法第二十五條によつて、当然その健康を保持するところの権利を持つておるのであります。これに對していかにか無關心であるかといふことをさし出さなければならぬ。私は思ふのであります。この点に對して泉山大藏大臣は、國家財政の見地からいたされましても、この場合に國民健康保険組合の國庫補助を、この予算の中に計上せられるという事を私は信じておるのであります。この点に關する具体的な率直な折衝の

御意見をこの際ぜひ承りたいと存じます。

○泉山國務大臣 榊原さんのお尋ねにお答え申し上げます。國民健康保険の育成発展の問題は刻下の急務であるとは考えます。なおまた關係方面からの要請に從つて、その今日あるものであることは深く承知いたしておるのであります。しかしこれに即應すべき予算の問題に對してはお尋ねでございますが、その点につきましては均衡財政の見地から、その鉄則のもとに財源と見合はしまして、これが計上をはたしてどの線にまで持つて行けるか。かようなことで実は今日たゞ折衝中であるのでございまして、さうな意味合いにおきまして、厚生大臣からも決定的なお答えができません。従ひましてその計数的なお答えをいたしかねるは、はなはだ遺憾とするところであります。しかしながら、榊原さんから御熱心なる御指摘の通り、できるだけ御希望の線に沿つてこれを予算化いたしたいと思ひます。さうの考えをこの際表明いたしたいと思ひるのであります。

○榊原(幸)委員 重ねてこの際大藏大臣は御願ひいたしたいことは、災傷救助のために六十億ないし百億の金を計上せられるという事は、私どもは全面的にこれを賛成するものでございまして、災害救助の対象となり得るものは、一地方におけるところの災害を受けた方々であります。もちろんこれを救助することは必要でございしますが、疾病に悩んでおられる者のためにインフレのために医療費が拂えない。この哀れな國民、これは全國的の問題であるという事を特に大藏大臣

が銘記せられまして、ただいま大蔵大臣の誠意ある御答弁の通り、これをぜひ実現されることを重ねて望む次第であります。

なお非常に御多忙中にもかかわらず、大蔵大臣がこの委員会にお見えになりましたことに対しましては、私は敬意を拂うものであります。

○泉山國務大臣 重ねてお答え申し上げます。ただいま重ねての御熱誠なる御意見の御開陳に敬意を表する次第であります。國民健康保険の問題に對して、先ほど私の決意を披瀝いたしましたのでございますが、なお御参考のために災害復旧についての問題について、私にいささか陳弁のお許しを得たいと思っております。災害復旧の問題は、はなはだ現実の面におきまして、ある限られた地域という結果になるのであります。しかしながらその災害の原因たるや、おおむね天災地変によるものでございまして、たまたまいかなる地区にこれがございまして、とも、それがその次はどこにあるか、あるいはその前はどこというような、かようなことはたまたま結果においてさようなものでございまして、これはやはり日本國民のひとしくあげて重大なる関心を持つものという構想に立つものであることを、この際付言いたしたいと思っております。

○榊原(孝)委員 大蔵大臣の話を聞きまして、災害は予想なしに現われて来る。それでは病氣は予想をもつて現われて来ますか。それは災害と同じ種類のものである。しかも病氣は現下のインフレーションにおおとところの國民といひましては、生活の窮迫からほとんど予想し得ない場所に、全国的に現わ

れて来るものであります。それに対して災害というものは予想なしに現われて来るから、これは救助しなければならぬ、病氣はかつてだというように聞くのであります。さような議論は大蔵大臣はまさかなざるものではないと思ふ。私の聞き違ひであれば結構でございますが、もしもさようなお考えをもつて、災害救助に對しては追加予算に計上するけれども、國民保健上の健康保険の補助金については出さないとすることが、万にございしますならば、これは泉山大蔵大臣のためにはなほ遺憾しむものである。また與党である民主自由党の政策の上についても、國民的苛烈なる批判に訴えられるということを私は重ねて断言いたしたいと存じます。

○泉山國務大臣 三度お答え申し上げます。ただいまの榊原委員のお話は、先刻私の申し上げました意味とは多少違つてございまして、災害の問題について私が言を添えましたゆえんのは、單なる一地区の問題とのみは考えられないものである。かような構想の上にと立つ、この点を御参考までに申し上げた次第で、それが他の反面において、本件の國民健康保険の問題に對する熱意とは何ら關係のないことをはつきり申し上げたいと思つてあります。

○佐々木委員長 本件に關して大蔵大臣に質疑がありますか。――なければ委員長として大蔵大臣に一言要求し、かつ質疑を試みたいと思ひます。――

○泉山國務大臣 ただいまの委員長の御尋ねにお答えを申し上げます。ただいま御指摘のありました國民健康保険

の診療施設に對する國庫補助増額の問題であります。そこで二十三年度におきまして、すでに全國におきまして、この診療所の建設あるいは設置に着手しておりますものが五百数十箇所もあるようであります。従つてこれに對する國庫補助を充足するためには、厚生当局の調査によりますれば、約三億一千万円の追加予算が必要とされることになつております。もとよりいろいろ國家財政とのにらみ合せもあるでしょうが、五百数十箇所の中で、もうすでに設備を完了してしまつた、あるいは建設を終つてしまつた診療所について、いまだ政府からの國庫補助の交付を受けず、これが村政、町政の負担となつて、重大な事態が起つておるところも全國多数あるようであります。委員長といたしましても、連日のようにそういう問題に關する請願や陳情を承つております。従いまして五百数十箇所の中で、すでに建設設備の終つたという所に対しては、ぜひともこの際應急的な何らかの措置を講じなければならぬ。國家財政の立場から、三億一千万円という予算がきわめて困難であるというならば、いろいろ事務当局の話を聞きますると、せめて二億余りくらいあれば、何とか当面の対策を講じ得るといふような説明も承つておりますので、その程度にしても、なおかつ今度の追加予算にこれを計上することが困難であるかどうか。この点につきまして大蔵大臣に委員長として一言御意向を承つておきたいのであります。

○泉山國務大臣 ただいまの委員長の御尋ねにお答えを申し上げます。ただいま御指摘のありました國民健康保険

に關しまして、診療所がすでに五百数十ほどに上つておるといふことは、私も承知しておるのであります。しこうしてこれが予算につきましてのお答えは、先ほど榊原委員にお答え申し上げた通りであります。率直に申し上げます、実はかようなものはいわゆる難件といたしまして、これを一括して今日の構想を練つておる次第であります。何となれば、それはおよそ千件にも近い案件がありますので、先ほど申し上げた通り、本予算の構想に立ちます場合、これに許されるべき限界をまきめなければならぬのでございまして、それが今日折衝の過程におきまして、このわがが決定いたしましたせんため、計数的にお答えいたし兼ねることは残念でございますが、ただいま委員長よりの懇切なお話でもありますので、なお現実的に即して、できるだけ御趣旨に沿いたい、かように考えます。右お答え申し上げます。

○庄司政府委員 ただいま委員長初め委員の皆さんより、國民健康保険組合關係の診療費、あるいは市町村のさきやかな民生病院に對する補助の追加予算確保に關しまして、まことに熱烈な御要請の御所見を承りまして、政府の一角である厚生省当局としては、実に感謝と感激にたえないのでございまして、しかしながらただいま委員長より、三億一千八百万円を追加予算によつて厚生省が要請しておるその額が、もし不可能であるならば、せめても二億程度くらい云々というやうな和衷協同的な御発言が現われましたが、厚生省当局としては、あくまでも大蔵省の了解を得て、今回要請しておる三億一千八百万円を確保せざるは相済みぬ。

現在工事過程にある、いま一息で落成するといふ關係のものも、全國五百二十箇所ございまして、また來年度において、約一千二百箇所くらいが診療所を設けたいという熱望をもつて、それぞれ厚生当局に陳情がございまして、どうか二億程度などというお言葉でなく、厚生当局が要請しておる金額を追加予算に確保ができるように、委員長初め委員各位の一段の御盡力を賜りたいのであります。私はこの際同じ吉田内閣のもとにおいて、厚生省がなぜかやうに強く大蔵省に要請しておるかというに、昭和二十三年度における前内閣の編成された予算は、この關係において五千万円である。たつと五千万円、これでは全國五百二十幾つもの現在工事過程にあるものに対する補助助成は、その五分の一もできないのであります。よつてここにどうして三億円の追加予算を確保せざるば、全國市町村の各位、組合の理事長に對してまことに申訳がない。今市町村でこの問題に關連して、町村会から責任を問われて辭職願ひ中の者が五、六人ございまして、かような重大な場面でございます。さうから、ぜひ厚生委員各位の御熱意と御盡力を仰ぐとともにわれわれも大蔵当局に對しては、あくまでも政治解決の上において、追加予算の確保に對して最後まで努力をいたしたいと考えております。皆さんの御熱意あふる御要請に對しては、厚生省当局としてまことに感謝にたえません。ここに御礼かた／＼一段の御盡力を賜わらんことをお願いいたします。その半面において、同じ政府においても、大蔵大臣が今ここに申出られて聞かれておりますが、われ／＼の眞剣な叫びを

に關しまして、診療所がすでに五百数十ほどに上つておるといふことは、私も承知しておるのであります。しこうしてこれが予算につきましてのお答えは、先ほど榊原委員にお答え申し上げた通りであります。率直に申し上げます、実はかようなものはいわゆる難件といたしまして、これを一括して今日の構想を練つておる次第であります。何となれば、それはおよそ千件にも近い案件がありますので、先ほど申し上げた通り、本予算の構想に立ちます場合、これに許されるべき限界をまきめなければならぬのでございまして、それが今日折衝の過程におきまして、このわがが決定いたしましたせんため、計数的にお答えいたし兼ねることは残念でございますが、ただいま委員長よりの懇切なお話でもありますので、なお現実的に即して、できるだけ御趣旨に沿いたい、かように考えます。右お答え申し上げます。

○庄司政府委員 ただいま委員長初め委員の皆さんより、國民健康保険組合關係の診療費、あるいは市町村のさきやかな民生病院に對する補助の追加予算確保に關しまして、まことに熱烈な御要請の御所見を承りまして、政府の一角である厚生省当局としては、実に感謝と感激にたえないのでございまして、しかしながらただいま委員長より、三億一千八百万円を追加予算によつて厚生省が要請しておるその額が、もし不可能であるならば、せめても二億程度くらい云々というやうな和衷協同的な御発言が現われましたが、厚生省当局としては、あくまでも大蔵省の了解を得て、今回要請しておる三億一千八百万円を確保せざるは相済みぬ。

に關しまして、診療所がすでに五百数十ほどに上つておるといふことは、私も承知しておるのであります。しこうしてこれが予算につきましてのお答えは、先ほど榊原委員にお答え申し上げた通りであります。率直に申し上げます、実はかようなものはいわゆる難件といたしまして、これを一括して今日の構想を練つておる次第であります。何となれば、それはおよそ千件にも近い案件がありますので、先ほど申し上げた通り、本予算の構想に立ちます場合、これに許されるべき限界をまきめなければならぬのでございまして、それが今日折衝の過程におきまして、このわがが決定いたしましたせんため、計数的にお答えいたし兼ねることは残念でございますが、ただいま委員長よりの懇切なお話でもありますので、なお現実的に即して、できるだけ御趣旨に沿いたい、かように考えます。右お答え申し上げます。

大藏当局のお耳に入れて、円満なる政治的御解決を要望してやみません。同じ内閣のもとにあつてはなはだ妙な話でございますけれども、私は皆さんの御熱意におこたえしなければならぬ。その意味において二億程度ではなく、三億一千八百万円は何としても確保できますよう、一段の御盡力を賜わらんことをお願い申し上げます、ごあいさつにかえる次第であります。

○佐々木委員長 大藏大臣になお重ねて一言強く要求しておきたいと思ひますが、ただいまお聞き取りの通り、國民健康保険組合の診療所設置に対する國庫補助増額の件は、非常に熾烈な要求でありまして、現在全國において火のつくような問題になつております。従つて当委員会は満場一致、全面的に國庫補助増額を要求しておるわけであります。従つてこの國會側の總意、意向というものを十分おくみとりくださいますよう、ぜひともこの問題が解決できますよう、特に政治的御配慮を、委員長として強く要求しておく次第であります。それでは本日はこの程度にして打切ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議ないようでありますから、次回は公報をもつてお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

〔参照〕

請願に関する報告書

〔都合により最終号に掲載〕